慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	天和信使の東海道往還
Sub Title	
Author	武田, 勝藏(Takeda, Katsuzo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1922
Jtitle	史学 Vol.2, No.1 (1922. 11) ,p.101- 110
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19221100-0101

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

天和信使の東海道往還

本塾圖書館に宗家信使記錄下書數百卷を藏して居る。宗家は記す迄も無く對馬の島主にして其地の彼我連鎖點なる爲め德川時代に於ける信使來聘は必らず宗家が其交涉案內の任に當るのである。其のため其信使記錄は今日傳はる信使來聘に關する諸記錄中最も貴重なる史料で、自分は兼てより此記錄を研究して居る。此の中天和の記錄は卷三十一より卷六十八迄現存して其の前後三十餘卷は散逸するも主要なる部分は幸に存して居る。每卷何れも美濃紙で半枚十行づゝ行書にて墨色鮮かに記し普通の下書の如く塗抹貼紙等なく讀む者をして非常に愉快な感を與へるのである。次に同記錄により信使一行の東海道參向下向(往還)と其沿道各地の模樣に就いて記したいと思ふのである。

此の天和信使來聘の目的は五代將軍綱吉の將軍宣下を賀するのにある。其一行は正使尹趾完、副使李彦綱、從事官卜慶後の三使を始め判事軍官學士醫師等合計四百七十三人の多數で、一行は六月廿四日對馬の府中(嚴原)に到着し留まる事十四日七月七日同地を出帆し對馬守義眞の案內により海路大坂に同月廿六日に着し數日留まり、同地より河船に乘換へ淀にて上陸し、陸行で八月三日京に入り五日間滯在の後、七日江戶に發向し東海道を進むだのである。

東海道は勿論淀より京都迄は陸行である。其の爲め一行に乘馬を給するのであるが、最初に出馬の數を問合せたるに上馬七十、中馬百七十を要求したので、各々十疋を加へて給する事にした。この上馬(乘鞍馬)八拾疋中馬の鞍皆具百八十口とは各々諸大名の石高に應じて割付け、又其の中馬(裸背

馬）は馳走所の代官所等より小荷駄馬を差出し、これを諸大名よりの馬附の使者請取り鞍を置いて一行に與ふるのである。然し上中の區別し難き爲めに上中の文字を燒印した木札を馬の髪掛に附し、又乘馬する者にも最初各々に同じく木札を渡し置き是と引換に乘馬せしむるのである。又馬交代所に於ても是と同一方法にて馬を給するのである。是等上馬八十疋の中五疋は上々官三人、學士一人、醫師一人に、六十三疋は上判事、軍官、判事、次官、小童に給し、殘餘の十二疋は換馬として行列の後に率つれ、又中馬百八十疋の中百六十九疋は中官、下官、道具附の者に、四疋は大旗の換馬として大旗の後より連れ、又一疋は特に朝鮮鞍を置き「國王の印箱」即ち國書を乘せ、殘餘の六疋は換馬として行列の後より率つれるのである。かくして一行三百六十二人（他の百十一人は大阪に殘る）の大半は乘馬で道中するのである。茲に附記して置かなければならぬ事は各上馬一疋毎に足輕一人、口取二人、合羽籠持一人、長柄傘持一人、沓箱持一人、提灯持一人合計七人と其の諸具を附し、又中馬一疋毎に足輕一人、口取二人、合羽籠持一人、沓箱持一人各計六人と其の諸具を附して諸大名より差出すのである。猶參向の淀より彦根迄の出馬は五畿近江丹波の各壹萬石以上の大小名等に割付けられたが其の負擔は左の通りである。

松平日向守（拾疋廿三口）松平豊前守（七疋拾四口）石川主殿頭（六疋拾貳口）本多隱岐守（四疋拾口）岡部内膳正（五疋九口）青山大膳亮（四疋九口）松平伊賀守（三疋八口）九鬼和泉守（三疋七口）永井日向守（六疋拾口）朽木伊豫守（五疋九口）織田山城守（四疋拾口）小出伊勢守（五疋八口）永井伊賀守（五疋八口）片桐主膳正（貳疋五口）市橋下總守（貳疋六口）織田信濃守（壹疋四口）青木甲斐（壹疋四口）柳生對馬守（壹疋四口）北條伊勢守（壹疋四口）高木大學頭（壹疋四口）小出大隅守（壹疋三口）永井萬之丞（壹疋三口）渡邊半次郎（壹疋三口）織田主殿頭（壹疋三口）

是等出馬に關しては「出馬與配役」なるものがあつて、これが萬事差圖するのである。次に參考迄に出馬交代所を記せば、

淀―彦根―大垣―名護屋―吉田―三島―江戸―

（往路）

江戸―三島―吉田―大垣―彦根―守山―淀―

（復路）

信使は道中毎朝卯刻より辰下刻（午前六時―八時過）迄の間に出發し、午刻より午下刻（正午―一時過）に晝休の驛に到着して晝食をなし、申刻より酉下刻（午後四時―七時過）に泊りの驛に到着するのであるが、其の晝休、泊りの處は寺院本陣脇本陣或は町家である。何分信使一行のみにても四百人近き多人數なるために諸所に分泊するのである。次に一行の晝休並に泊りの場所と其三使の宿所並に其地の御馳走人の名を揭げる事にする。

（八月）

七日　辰　刻　京都發　九鬼大和守
午上刻　大津晝　谷出羽守
申上刻　守山泊（守山寺）　板倉隱岐守
八日　辰上刻　同　發　山口修理亮
巳下刻　八幡山晝　小堀和泉守
酉上刻　彦根泊（相安寺）　井伊掃部頭
九日　卯中刻　同　發　午上刻　今須晝
申中刻　大垣泊（全昌寺）
十日　卯中刻　同　發　同　戸田左門
辰中刻　墨俣晝　松平丹波守
酉下刻　名護屋泊（性高寺）　尾張中納言
十一日　卯上刻　同　發　同
巳上刻　鳴海晝　水野左衛門太夫
申中刻　岡崎泊（松平彦十郎方）
十二日　巳下刻　同　發　小笠原　壹岐守
未上刻　赤阪晝　同
酉　刻　吉田泊（悟眞寺）
十三日　辰中刻　同　發　三宅土佐守
午上刻　荒井晝　青山和泉守
申下刻　濱松泊（町屋助右衛門）
十四日　辰上刻　同　發　西尾隱岐守
午上刻　見付晝　井伊伯耆守
申下刻　掛川泊（町屋所左衛門）
十五日　辰上刻　同　發　土屋相模守
午上刻　金谷晝
申上刻　藤枝泊（大慶寺）
十六日　辰上刻　同　發　井上筑後守
午下刻　駿府晝　小谷左京亮
申中刻　江尻泊（　）　小出備前守
十七日　卯中刻　同　發　九鬼大隅守
午下刻　吉原晝　淺野內匠頭
戌中刻　三島泊（八文字屋太夫）　木下備後守

十八日　卯下刻　同　發　稻葉美濃守
巳下刻　箱根晝
申中刻　小田原泊（本陣清水金左衞門）　同
十九日　卯下刻　同　發　松平周防守
午上刻　大磯晝
申中刻　藤澤泊（本陣孫兵衞）　伊達宮內少輔
廿日　巳上刻　同　發　土岐伊豫守
未上刻　神奈川泊（　）　伊東出雲守
廿一日　卯上刻　同　發　植村右衞門佐
巳下刻　品川晝　松平市正
未中刻　同發江戶入（本誓寺）　大村因幡守
內藤左京亮
小笠原美濃守

さて前記の如く陸路十五日間を費し、廿一日午後江戶に到着したのである。この一行道中の間は宗家より信使係の役人、通詞並に以酊菴の長老附添ひ、信使案內役たる對馬守は信使一行より常に半刻程先に出發するのである。（江戶入の時は後より）

信使一行の晝休、宿泊の場所並に其附近の大名又代官は前記の御馳走人たる事を命ぜられるのであるが、此の「御馳走」とは卽ち接待の事で其沿道、宿泊所の設備、警固等を負擔せねばならぬのである。この御馳走人の外に「御賄」なるものがあつて其沿道の代官或は寺院が其の任に當り、卽ち信使一行の食料品並に日用品を負擔せねばならぬのである。次に沿道の設備に就いて記して見ると、先づ道路は修繕掃除し諸所に水桶を用意して道の乾かぬ樣に打水をし、宇都の谷坂の如きは坂崖の危險なる處に木竹にて垣を造り、又坂道のすべらざる樣に小竹を敷き土をかぶせておき、小川には新に板橋或は土橋を架け、大川卽ち常に渡を要する處天龍富士等の如きには船橋を設け、沿道の要所並に河川の兩岸には臨時に番所を置き武具を飾りて其の警戒を嚴にし、又沿道各所には小屋を設け水湯茶煙草菓子果實草鞋合羽馬具鼻紙等に至る迄の道中必用の品一切を整へ、布上下を着けた侍茶坊主足輕等一二人より多きは十數人詰めて一行に便利を與へ、猶諸所に雪隱を新設し、見掛惡い所は芳垣を以て隱す等其の設備萬端行き屆きたるに驚くのである。今「船橋」の設備を云つたが德川時代に於て大川に船橋を架ける事は法度であつた

が、此信使來聘の時は幕府又は其馳走人並に附近の天領私領代官等より架設するのである。來聘の時架設する船橋は約十ケ所程あるが參考迄に其名を掲げて見ると、卽ちさわたり川、小熊川、墨俣川、坂井川、おこし川、天龍川、富士川、酒匂川馬入川等の諸川である。是等の中墨俣川其の數九拾八艘、松平丹波守並に尾張領にて架け、兩岸に丹後守より番所二つ設け、おこし川は尾張領にてかけ其船數貳百六十艘(四百五十間)で兩岸に番所三ケ所設け、又天龍川は瀨二、川筋三よりなるため、前々の瀨川に六間程の板橋あり、次の瀨川に十間程の板橋掛り、大瀨の兩方に三十間程の板橋あり、川中は船橋にて其數五十四艘で、船橋の前後に番所建ち西手は靑山和泉守より東手は西尾隱岐守より各々相詰め、其鐵鎖は代官松平市右衞門が支配して居る。又馬入川は船橋長さ百二十間横九尺船數百壹艘、外に用心船卅艘、水夫三百三人外に八十一人は用心船に乘り、庄屋三人船場に出でて差圖した。又大井川の如く水勢急なるものは船橋を架ける事の出來ぬ爲めに長谷川藤兵衞下知のもとに數百人の川越人足を以て川の上下を立切らせ、水流を緩めて一行を渡したのであるが、其總人足數は千四百拾人と記してあり、其の渡川の困難の狀が察せられるのである。この信使一行の一人であつた金譯士の記した東槎日錄にはこの渡川の狀を次の如く記してある。卽ち「山水甚急、舟橋不得設、羅立人夫數百於津渡左右、分截上下、以緩其勢、一行行渡其中、或有蹶躓之患、一時扶護而送之」と。この渡川が無恙終ると繼飛脚を以て江戸に注進する例になつて居る。又阿部川も同じく府中の御馳走人より川越人足七百八十六人を出し川の上下を立切り渡川さしたので、東槎日錄には「湍流甚急、發軍護送、如大垣(井カ)川之爲矣」とある。

又信使一行の發足の早朝なる時、或は日沒參着の節は沿道の家々に命じ屋前に行燈をつけ、宿離より宿口迄は諸所に松明を焚き、時には道の左右に足輕數十人より二百人程に高提灯手提灯を持たせた處もある。以上は沿道に於ける設備等の大要であるが、次に信使一行の送迎より晝休、宿泊の

地に於ける馳走振を記す事にする。

今日或は明日の晝休、宿泊と定まれる地の御馳走人は先づ使者を前の宿驛迄遣し信使の御機嫌を伺はしめ且宗家と馳走に關する打合をし又は其の差圖を請ひ、次に又途中迄出迎の使者を遣し三使並に對馬守に物を贈るのである。信使が愈々參着すると早速其地の御馳走人並に御賄役より參着の嘉儀として使者を遣し且其地の名產を贈り、其後御馳走人御賄役自身信使の宿所に至るを常とするのである。次に宿所の附近には臨時に番所を設け警固の侍足輕等徹夜詰め切り、處によりては三使宿所に制札を揭げてあり、町中は特に火元を嚴重に夜廻を增加するのである。猶參考迄に信使並に上々官の食膳を調べて見るに、晝休所にては五五三宿泊所にては七五三の料理で、其外初獻引渡、菓子等も並べられ、其器具は金銀磨或は白木の三方と金銀或は金銀塗の器であり、其の料理も亦山海の珍味餘す處なく載せられある。各信使記錄には參向下向の「道中獻立」とか、「所々獻立」とか云ふ毎日の獻立を記したものが數卷あるが、これには其の器具より吸物の中味に至る迄で全部詳細に記してあるに驚くのである。然し「國忌」の日は上官以上は一日精進料理であるが、上々官以上は賄役より「下行」即ち其入用の品を給して彼の料理人是れを料理し、上官は賄役の方にて精進料理を差出すのである。中官以下は普通の料理である。この道中內十二日と十八日とは國忌に相當した。國忌の序に記して置くが信使一行は始め藤澤に於て一日休息する豫定であつたが偶々江戶參着の廿二日が國忌に相當すので、藤澤休息は途中にて止め、廿一日參着とした事である。其外宿所の裝飾設備寢具等に至る迄最善を盡したのである。

次に晝休所或は宿所を發足することなれば信使より其御馳走人、御賄役、町奉行並に、關所役人、より宿所等に至る迄で土產として人蔘、虎豹皮、鞍覆茶椀、紙、織物等を禮として贈り、御馳走人等よりは歸途立寄の節返禮として其地の土產を贈るのである。又對馬守とても同樣である。信使發足の節は參着と同樣に受持の領內迄は送りの使者を附するのである。

此外沿道附近の寺院の住職或は代官庄屋等は其の道筋に出で信使に其の地の名産等を贈るのである。猶附記して置くが信使の晝休所或は宿所に居る中には諸所より對馬守を通じて盛んに書畫を願ふので信使も對馬守も是れには弱つたらしい。其のため對馬守より參着前に書畫申込を斷つて居る

次に岡崎に於ける「上使」に就いて記す事にする信使に來聘の勞を稿ふ爲め幕府より上使を遣す例になつて居るが、この時は駒井次郎左衛門なる者上使として八月十二日岡崎にて信使に出會ひ上意を傳へたのである。今其の次第を簡略に記す事にする。上使は布衣の裝束を着け、辰中刻信使宿に至り對馬守並に上々官等の出迎を受く、此時彼にては鐵炮を打ち又兩側に並べる樂人は各々樂を奏し歡迎の意を表す。次に上使は對馬守の案内により本間に通り、其後三使本間に入り各々茵の前に立並び、上使は西向にて正使と向合となり、他二使は東向に順に並び互に二度半の對禮ありて茵の上に着座し、對馬守は上使三使の中間に居り、上使より「今度遠境渡海太儀被思召云云」との上意を承りこの旨朴同知を通じ三使に傳へ、又三使よりは「我々儀誠信之道に而今度罷渡候處に船中道中御馳走入御念被仰付候段難有次第に奉存候云云」と述べ併せて上使の勞を謝す。次に彼より祝儀として御茶を差出すのであるが、これは彼の小童「人蔘湯」を朝鮮の白茶椀に入れて持出し、彼の作法により一度に請取るのである。次に三使より對馬守を通じ上使に上意を謝し、上使退出するのであるが、この時始の如く鐵炮を打ち樂を奏して送る。次に直に三使より上々官を上使の宿に遣し其勞を謝す。猶上使はこの對馬守にも上意の趣を傳ふるのである。

最後に彼等の言語不通のために生じた行違の一つに就いて記す。彼我の言語國風の相違する處今更改めて記す迄もないが、其爲め彼我の間に往々に行違を生ずることは決して珍しくない。十六日朝藤枝發足の際に正使の工房が荷馬を附け出したのに、殊の外馬が込合つて居たので、森伯耆守より出馬の口取の者に「のけ」と云つたが、言語不通の爲め馬を引除かず居つた。それで其工房大いに

怒つて鞭を以て其馬の鞍を打ち更に其上口取をも打つたので、口取堪忍し難く工房をとらへて脇差に手をかけ將に斬らむとした。其時通りかゝりの通詞中に入つて理を云ひ漸くにして取り靜めたが後にこの事を正使に告げた處、正使よりは

段々御尤に存候先頃も家賴共時々あらし候段被申聞候得共其者相知不申候故穿鑿可仕樣も無之候此度者其者も知れ申たる事に候殊更私家賴に而候故別明朝往來之道中に而擲可申候馬主之衆も被見候而腹立を直し候樣にと、

宗家に申來るため、翌十七日信使發足前宗家より森伯耆守出馬附の使者を呼び出したが、其使者既に發足した後なるため、代りに足輕が來たので右の次第を傳へ且見分する樣に申付けた。然るに其足輕は

今度之儀格別之御馳走に候間恥辱に罷成候儀も堪忍仕候樣にと兼而家老共申付候此段達而御理申上候

と陳述したので、此の旨宗家より正使に傳へた。然るに正使よりは此者兼てより無作法の事多き者なれば、擲殺しても苦しからざるにつき「五十たゝき」にするとの事であるが、猶彼の足輕達て斷るにつき宗家より正使に云ひて「杖十六たゝき」に減じ漸く事落着したといふ珍談もある。

さて上記した處は天和信使の東海道陸行に於ける出馬、沿道の諸設備、渡川、諸大名の馳走振等に就いての大要であるが、かく信使一行は優遇を受けつゝ道中して、廿一日に參着することになつた。この江戸入の時は品川にて晝休みして、未中刻同所を發足し、芝にて町奉行大目付等の出迎を受け、御馳走人等の案內によつて信使宿所なる本誓寺に無事の參着したのである。

信使は數日間休息し、同月廿七日登營して將軍に謁し國書並に別幅を呈し其の任を果したのであるが、此外江戸滯在中に於ける事柄に就いて記述すべき處は多いが、こゝには參着に止めて置く。信使は九月十二日巳上刻江戸を發足し歸路の途（下向）につき、參向の道程を反對に繰り返して、同月廿六日酉上刻京都に無事到着し、十月二日大阪に至り、同六日大阪を發し海路にて十八日對馬府中

に到着し　九日間留まって三十日彼地釜山浦に無事歸着したのである。

さて何れの信使來聘に於ても沿道諸民の課せらるゝものも少くないが、其の諸大名代官の接待に要する費用は莫大なるもので、諸民より借金して其任に當る者も少くなく、況むや其來聘の交渉より嚮導の任に當る宗家の支出は實に大なるもので一信使に少くとも十一二萬兩を要するのである。これも宗家の朝鮮貿易の隆盛なる時分は左程に感ぜられなかつたが、其後貞享三年貿易額を制限されて以來其利潤減じたので、次の正德元年信使來聘以後は其都度幕府より數萬兩の拜借金をなし漸くにして其任を務むるに至つたのである。是等の事に就いては他日稿を改むる事にして、今はこれにて擱筆する。

（附）　次に參考迄に信使記錄卅三「參向京都より江戸迄每日記」の一節を摘出する。

○八月八日曇天　守山發足

今朝八幡山（晝休所）御馳走人山口修理亮殿より守山迄使者大谷六左衞門被差越委趣は今日之御休

八幡山御馳走被仰付候彌於彼地諸事御差圖奉賴候と之儀也。

三使辰之上刻此方（對馬守）は三使より先に發足守山宿離屋次川に新規土橋掛三所に有之。仁保川に新規土橋二所掛有之觀音寺より馳走之由。右同所に新規之茶屋三軒建有之此內二軒は腰掛茶屋一軒之內に三間有之尤茶湯坊主相附但し是は常に有之茶屋之由然共諸事新作也。道筋に爲見出有之爲警固足輕相附宿々見掛惡敷所は芳垣有之。

辰ノ下刻八幡山參着。三使は巳ノ上刻參着晝休。

此方宿（對馬守）正福寺。當所御賄今井七良兵衞殿より當所參着之爲嘉儀使者來る後刻以參可申入と之口上也使者安留忠左衞門。小堀和泉守殿（御馳走人）より右同斷に而使者並菓子一種來る。山口修理亮殿（御馳走人）よりも右同斷に而使者並梨子一籠來る。最上刑部少輔殿在所より使札被差越鮒一桶來る則返札相渡す。八幡山發足之刻山口修理亮殿小堀和泉守殿へ朝鮮茶碗三ッ宛遣之並御賄今井七良兵衞殿井狩十助殿へ龜羅紗三端遣之此方宿正福寺へ縮緬三卷遣之（對馬守より）。

午ノ上刻三使八幡山發足。此方は先達而已之中刻發足。井伊掃部頭殿領内山崎と申所に茶屋一軒新規に建之侍並茶湯相詰る。右同所に手提灯持貳百人程左右に並居る。ひら田村宿離より彦根宿口迄竿提灯間置左右に有之所々に警固之者相附。越川みくかい川原に新規之土橋掛る。せい川橋渡り右の脇に番所有之侍布上下着し相詰る。八幡山より彦根迄之道筋見せ出其外所々に水桶有之道かはき不申樣にと之事也。掃部頭殿より途中迄使者被差出三使銘々に小杉重一組づゝ被贈之。此方へ茂使者有之委趣は彌御堅固に而是迄御着珍重存候仍而乍輕少爲御慰杉重三組令進覽候と之儀に付返答申遣候は如仰是迄無異に罷越大悦に存候。然は杉重之儀三使に可被遣候云云

申ノ上刻彦根參着。三使は酉ノ上刻參着。泊り（相安寺）。此方宿町屋青根孫左衛門宅。井伊掃部頭殿より使者口上は今度信使御同道御堅固御到着珍重存候掃部頭申付置候に付而目錄之通至進覽候と之儀に而鹽鷹五羽鯉五本鮒三拾蒸鮑一折漬松茸一桶樽一荷菓子一組來る受用。吉川判兵衛殿平野藤二郎殿入來我之儀定より當所迄人馬之役儀に付罷越候今晚路次迄罷歸候爲其罷出候と之儀也。（彦根にて馬繼となる）。掃部頭殿家老（四人）入來口上は今日は御機嫌克御到着乍憚目出度奉存候早々致參上可奉伺御機嫌之處に信使衆方へ罷有唯今仕舞候故延引罷成候爲御慶參上仕候と之儀也對面候而歸也今晝江州之内京極備中守殿領分清瀧之住持德源院路次に罷出菊菴一籠差出ス並同所之庄屋小谷清兵衛青梨子一籠差出。石川主殿頭殿領地久野村通り候時道掃除爲馳走惡白川弟助に足輕相添少々出被置。井伊掃部頭殿に以使者人參一斤進入並家老（四人）へ茶碗三つ宛並小野田小一郎宮崎甚太夫へ同二つ宛此兩人は此方馳走人也。

○同九日晴天　　卯之中刻三使彦根發足。此方は三使より先に立。彦根之宿家々に挑灯燈之里離道筋左右に間を配挑大灯燈之。同所より今須之道筋掃地別而念入道之左右に水桶有之尤手桶間を配置之。掃部頭殿より三使見送之使者近江之内石打にて川迄罷出領分堺に候故此所迄出る云云。

武田勝藏